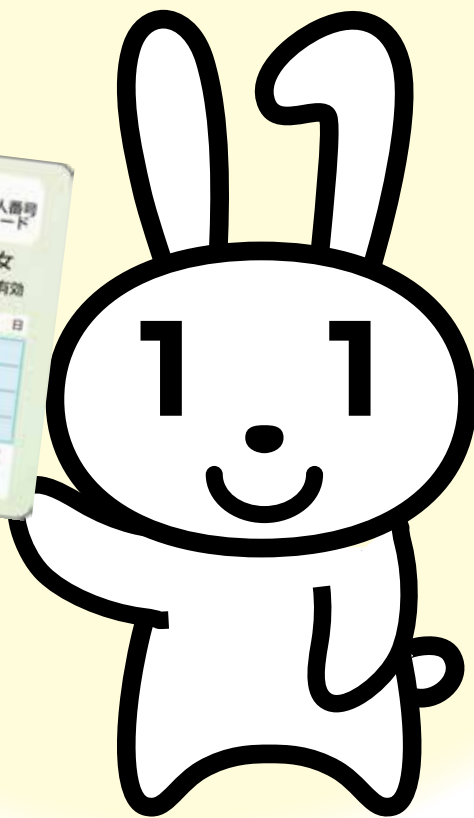


マイナンバーカードを 健康保険証として利用登録しましょう！

現在の健康保険証は、令和6年秋頃に廃止される見込みです。

マイナンバーカードを作成し、健康保険証として利用登録しましょう！

問合せ 市民課 ☎ 内線 507 FAX 25-1121



今なら
マイナポイント
がもらえる！

2月末までにマイナンバーカードを申請された方を対象に、**最大2万円分**のマイナポイントが付与されます。

問合せ デジタル推進課
☎ 内線 587
FAX 22-7170

マイナンバーカードには、
健康保険証以外にもメリットがいっぱい！



1 本人確認書類 になる

行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む！

2 コンビニで各種証 明書が取得できる

市役所などに行けないときも近くのコンビニで住民票の写しなどが取得できる！

3 オンラインで 行政手続き

マイナンバーカードを使って、e-Tax（税の申告）などがもっと簡単に！

その他、「マイナンバーカードでできること」などについては、マイナンバー総合サイトをご覧ください。



[Q & A]

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

Q

1

マイナンバーカードと健康保険証を一体化して、セキュリティ面など危くないのでしょうか？



2

従来の保険証が廃止されるまでの間、診療報酬(初診料)は、マイナンバーカードと従来の保険証とで変わりますか？



3

一体化したマイナンバーカードで受診すると良い点はありますか？



4

一体化後マイナンバーカードをなくしてしまった場合、再発行までは保険証が使えないのですか？



5

施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない人は保険診療を受けられなくなるのですか？



A

落としたりなくしたりした場合でも、パスワードを知らなければ何も使えません。ICチップの中を無理やり読み込もうとすれば、チップが自動的に壊れる仕組みになっており、悪用することはできないとされています。

マイナンバーカードが6円、従来の保険証が12円の本人負担となり、マイナンバーカードの方が低負担となります。 *令和5年1月6日現在

マイナンバーカードで受診していただくことで、過去の診療記録などをその場で確認できるようになり、本人の受診データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

マイナンバーカード紛失時に診療を受ける手続きについて、国が検討を進めています。また、現在1、2か月程度かかっている再発行期間を10日程度に短縮できるように検討しています。

例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない方々の受診手続きについては、国が検討を進めています。

*詳しくは、デジタル庁HP「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」をご覧ください。



マイナンバーカード作成のお手伝いをします

市役所で作成

写真撮影から申請までの一連の手続きをサポートしています。運転免許証など顔写真付きの本人確認書類、または「マイナンバーカード交付申請書」をお持ちの上、お気軽にご利用ください。

受付時間 ■平日：午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）
■土・日曜日：午前9時～正午、午後1時～5時
（第3土曜日に続く日曜日、年末年始を除く）

受付場所 市民課、各支所
（土・日曜日は、市民課、多賀・南部・十王支所のみ）

*マイナンバーカードのお渡しは、申請から約1か月半後となります。

*市民課、多賀・南部・十王支所では、マイナポイント取得の手続きの支援を行っています。

携帯ショップで作成

今ならお近くの携帯ショップでもマイナンバーカードの交付申請手続きができます。**申請手続きが簡単に、手ぶらで申請**できます。

*携帯ショップでは来店予約が必要です。市HP（下記QR）から各ショップの来店予約をしてください。

